

一般質問通告書

No.1

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

平成 26 年 5 月 27 日
東村山市議会議長 様

議席番号 21 番
質問者 山口 みよ

記

番号	質問の項目と要旨
一	健康長寿をめざして
	1. 公園への健康遊具設置について
	東村山市「第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に向けての策定に向けたアンケート調査によれば「健康のために心掛けていることは何か」の問いに、「運動をするようにしている」と答えている方が65歳以上の一般高齢者で63.6%
	55歳以上の方で54.7%と共に第2位となっています。次に「利用したい介護予防事業は」との問いに、「運動器機能向上に関すること」と答えている方が一般高齢者で、37.1%、55歳以上の方で61.9%と共に1位です。アンケートの結果からも元気なうちからいつまでも自分らしく、いきいきと過ごすために体を動かし、努力していることがわかります。
	健康づくりのために、全国的に広がっている健康遊具の設置についてお尋ねします。
	① 市内の公園に何か所、何台の健康遊具が設置されているか。(都・市それぞれ)
	② 健康遊具増設の計画はあるのか。
	③ 全国の公園で大人が楽しく体が鍛えられると健康遊具が増えている。国土交通省の調べでは1998年から2010年までに3.6倍に急増している。
	介護予防啓発として取り組んでいるところが増えている。墨田区では公園にある健康遊具を使った介護予防啓発事業「うんどう習慣日」を開き、地域指導員、介護予防サポーター、地域包括支援センターの職員らが65歳以上の区民に健康遊具の効果
	仙台市では介護予防の具体的取り組みとして各公園に健康遊具を複数設置して、市民一人一人の運動機能の維持・向上のために、さらなる活用を図ることを掲げている。

一般質問通告書

No.2

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

平成 26 年 5 月 ~~26~~²⁷ 日
東村山市議会議長 様

議席番号 21 番
質問者 山口 みよ

記

番号	質問の項目と要旨
	ア、このような取り組みは、市民にとっては無料で、いつでも自由に健康遊具を利用し、健康づくりが出来る。市にとっても介護給付費や医療費削減に大きく貢献できることと思うがどのように考えるか。
	イ、仙台市では健康遊具公園は厚労省「地域介護・福祉空間推進交付金」の交付を受けて設置したというが、当市でもこのような交付金を活用して設置することはできないか。
	2. 憩いの家を福祉施設にふさわしい内容に
	① 平成24年に入札により管理・運営事業者が変わったが変更した内容を問う。
	入札前の事業者と入札後の事業者の比較
	ア、契約内容(各事業者名も)
	イ、委託料と内容の内訳
	ウ、運営費と管理費の内容の内訳
	エ、職員の待遇
	賃金(時間給)
	勤務時間、時間外扱い
	仕事の内容、研修など
	健康診断
	オ、利用者への影響はどのように出ているか。
	② 高齢化が進み、ひとり暮らし、老夫婦のみという家庭が増えているとき「憩いの家」は大きな役割をはたしているのではないか。孤独死、孤立死をなくし、健康長寿を

一般質問通告書

No.3

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

平成 26 年 5 月 ~~26~~²⁷ 日
東村山市議会議長 様

議席番号 21 番
質問者 山口 みよ

記

番号	質問の項目と要旨
	願うのであれば、福祉に重点を置き、高齢者の見守りの役割を持たせることが必要ではないか。
	「憩いの家」の役割をどのように考えるか。
	③ アンケート調査でも「重要と考える高齢者施策」はとの問いに55歳以上の方で22.9%、一般高齢者で19.8%の方が「憩いの家」と答えているが、この結果をどのように受け止めるのか。具体的な施策はあるのか。
二	特別養護老人ホームの建設誘致を
	市のアンケート調査で明らかになったように、75歳以上の独り暮らしが21.6%、夫婦のみが38.9%と合わせて60.5%が高齢者世帯です。そのうち収入200万円未満が54.3%となっています。月18万円を超えるような他の施設に入ることはできません。東村山市の待機者は1076人と年々増えています。
	アンケートの中で自立生活困難時に望むことは何かとの問いに、55歳以上の方の25.8%が、特老の介護保険が適用される施設に入所したいと答えています。
	今年4月91歳の認知症の夫が鉄道事故死した事件で妻に監督者責任を怠ったとして360万円の賠償命令が出た。老老介護で妻がちよっと目を離したすきに起きた事故でした。介護保険制度導入時に国が言った「介護は社会全体で見ていく」ということを実践すべきです。その一つとして特養の建設はどうしても必要です。
	① 東村山市内にある、国・都の未利用地の場所と、面積を伺う。
	② 国や都から活用について打診はないか。あるとすればいつ、場所、面積を伺う。
	③ 国・都有地の活用で社会福祉法人を誘致するとした場合、定期借地契約の内容はどうか。
	④ 1076人もの待機者をそのまま放置することは許されない。一刻も早く解決するために国・都有地活用で特養を建設すべきだが、市長はどのように考えるか。

一般質問通告書

No.4

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

平成 26 年 5 月 ~~26~~ 27 日
東村山市議会議長 様

議席番号 21 番
質問者 山口 みよ

記

番号	質問の項目と要旨
三	リサイクルセンター管理棟建設について
	① 建設会社「くりいく」の経営状況はどうだったのか。
	落札段階で経営状況は、把握できなかったのか。
	これまでに、経営状況について、どのような調査をしているのか。
	② 「くりいく」の今までの落札率はどれくらいか。
	③ 前渡金の割合はいくつで、いくらか。
	東村山市のこれまでの工事で前渡金はどのように行われていたのか。
	割合、出来高など
	④ 工事はどこまで進んでいたのか。
	市が受ける損害額はいくらになるか。
	⑤ 今後の契約はどのようになるか。時期・契約方法など
	⑥ このような事態を引き起こした責任はどこが負う
	のか。
	⑦ 今後同じことをしないための対策はどのよう
	に考えているか。